

## 村上範致「安政四丁巳聞見雜記 四」翻刻(1)

佐久間 永子 鵜飼 尚代

本稿は、幕末の田原藩士村上範致（文化五年（一八〇八）—明治五年（一八七二）<sup>1</sup>）が記した「安政四丁巳聞見雜記 四」（田原市博物館所蔵）全五十五丁の内、一丁から二十四丁までの翻刻である。紙面の関係上、全丁の前半部分を掲載する。

まず安政四年（一八五七）当時範致が置かれた状況を確認しておきたい。範致は安政三年一月側用人仮役を命じられ、九月に江戸出府、十一月に江戸から帰藩し、十二月には大目付仮役となる。そして、安政四年の五月には、側用人手判係を命じられる<sup>2</sup>。藩内における職位は、年寄、用人に次ぐ地位となった<sup>3</sup>。

特筆すべき範致の職務としては、一月に藩よりスクーネル型西洋帆船建造の命が下り、範致は造船差配を拝命する<sup>4</sup>。幕府へは四月七日に田原藩造船伺書を差出し、翌月十六日付で造船の許可が下り、十一月三日に伊勢神宮への処女航海へと出立している<sup>5</sup>。

因みに幕府は一月十八日、蕃書調所を開き、四月十一日には講武所内に軍艦教授所（後の軍艦操練所）を開設する。

藩の隠居格である三宅友信は三月五日に蕃書調所へ出勤許可の命がくだり<sup>6</sup>、同所にて蘭書の翻訳に取り組むこととなる。外交面では、タウンゼント・ハリスに通商貿易・公使江戸駐在を許可し、日米通商条約交渉が始まることとなる<sup>7</sup>。記事を見てみる（○数字は後述の標題の番号）と、①には蝦夷地獵場開拓の様子や既に開拓を進めている大野藩<sup>8</sup>の様子が記されている。

③～⑤、⑩⑪は蒸気船と帆船に関係する内容であり、幕府が購入した蒸気船の詳細や、諸藩における造船の動向が記されている。⑨～⑪、⑬⑭⑮は軍事・海防、②⑫⑬⑭は外交交渉の内容であり、軍事・外交等にかかる内容の記事が安政四年も多い。

幕府は安政三年から下田に駐在しているハリスへこの年について登城を許可する。その式典の様子が⑧亜墨利加使節登城御目見次第書からわかる。幕府側役人の装束に始まり、着座の位置や儀式の流れ等、詳細に記されており、格式を重んじる幕府の姿勢を貫き、幕府の威厳を保持せんとする様子が伺える。

⑱都下風聞書は、内容が多岐にわたる。百姓が旗本の屋敷へ門訴したこと、長・防州の地震、吉原遊郭の豪華な引越しの様子、町屋出来等、俗世間の様子の記事もあれば、外国との交易品の沙汰、イギリスが日本へ蒸気船を献上、アメリカコンシユル出府等々、対外国にかかる内容もある。

⑲時務策チヨボクレ<sup>9</sup>は、当時の幕府の執政阿部正弘を揶揄する内容で、誠に痛烈な皮肉が並べられ、それらがリズム感のある節で構成されている。

ここで筆跡について少し触れておきたい。特に「都下風聞書」と「時務策チヨボクレ」は範致の手になる記事ではなく、それぞれ別人の手になる記事と思われる。また、両記事ともに朱書きがあり、細かく文字の修正がされており、考証の跡が伺える。この朱書きも、範致が記したと断定するのは難しいと考える。尚、朱書きの扱いについては凡例に示した。

本稿に掲載する翻刻は、「村上範致古記録研究会」の輪読作業における成果である<sup>10</sup>。  
なお、記事の内容ごとに通し番号（各冊子ごとの通し番号）を付し、それぞれに標題を付した。標題はまとめて翻刻の前に置く。この標題は、ささきの「目次項目案」を再考し改訂したものである<sup>11</sup>。

〔安政四丁巳聞見雜記 四〕標題一覽（一丁から二十四丁）

- ① ソウヤの北岸、唐太南岸、口エゾヲシヤマンベの状況
- ② 英吉の清朝攻伐の意向
- ③ 公儀注文の捻仕掛蒸気船等渡来
- ④ 蒸気船の入手価格
- ⑤ 阿州公試作のスクネール船の評価
- ⑥ 数紙を重ねて物を書き透徹する方法
- ⑦ 堀田備中守御渡書付写（長崎表阿蘭陀通商仕法替に伴う措置）
- ⑧ 亜墨利加使節登城御目見次第書
- ⑨ 九月十九日講武場で海運稽古
- ⑩ 来舶六ボント并火薬車の出来映え
- ⑪ 十二ボント車鉄輪の仕込方
- ⑫ 下田亜墨利加官吏の不満と要求
- ⑬ ケヘル銃と觀光丸部品の輸入

- ⑭ 蘭人上書にあった不満と要求（上書現物は見えず）
  - ⑮ イギリスの日本における海防見通し
  - ⑯ 阿州公出来の船の帆形
  - ⑰ 仙台の三浦大弥が蒸気船を出来
  - ⑱ 都下風聞書
- 1 築地辺旗本屋敷前で百姓が騒動
  - 2 弐番町でも同様騒動
  - 3 異常気象で饑饉のおそれ
  - 4 五月廿八日中国地方で大地震
  - 5 吉原仮宅から元地へ引越の様子
  - 6 神田辺にあらたに町家出来
  - 7 筋違外にも町家出来
  - 8 筋違外加賀原にも町家出来
  - 9 越中島の普請追々出来
  - 10 鈴木藤七という浪人の登用
  - 11 文人の時勢批判はもはや無力
  - 12 当時役人の服装
  - 13 下田湊の亜墨利加人が女を雇入れ
  - 14 交易品につき十八ヶ月内に評決との沙汰

- 15 七月十八日程ヶ谷宿で糺町の左官兩人を殺害騒動
  - 16 松平出雲守母の不行跡
  - 17 糺町でのほふらく調練とその見物人
  - 18 身延山日蓮像深川で開帳
  - 19 浅草奥山でこま廻し人気盛況
  - 20 近頃和蘭から到来の蒸気船の細工
  - 21 近頃イギリスが蒸気船壹艘日本へ献上
  - 22 七月廿二日夜より廿三日午後まで大風雨、江戸の所々にて出水
  - 23 亀井戸で石炭テール大量に出来
  - 24 アメリカコンシユルいよいよ出府、太刀脇差下賜
  - 25 講武場も見廻りあり
- ⑲ 時務策チヨボクレ

【凡 例】

- 一、資料には丁数が付されていない。各頁下方の丁数は便宜的に付したもので、丁の第一行目の下に置いた。
  - 一、字配り等、原本の体裁を尊重するようつとめた。
- ただし、内容ごとに行間隔をあげ、通し番号を付した。通し番号は標題に対応する。
- 変則的に置かれた文字等は適宜読みやすい形にした。
- 一、文字の表記については、左記に従うこととする。

(1) 漢字は原則として常用漢字を用い、異体字は本字にした。

ただし、「ㄣ」は「コト」、「ㄱ」は「トモ」、「メ」は「シテ」、「并」は「并」とし、「斗」は「鬩斗」「ばかり」のみに使用した。

(2) 固有名詞（地名・人名等）も、常用漢字を用いた。「嶽」はそのまま使用した。

(3) 変体仮名は、原則としてひらがなにした。

助詞の「者（は）」「江（え）」「エ」「へ」「而（て）」「ニ」および「并」「而已」は、そのまま用い、ポイントをさげ右寄せにした。

(4) 繰り返し記号は、漢字は「々」、ひらがなは「ゝ」「ゞ」、かたかなは「ゝ」「ゞ」にした。二文字以上の場合は、「くく」にした。

(5) 「大夫」と「太夫」は、武士の場合は「大夫」とした。

一、漢文の読点、返り点、熟語であることを示す縦棒は原文のとおり表記した。読点、返り点、縦棒の朱書きの部分は太字とした。

一、あきらかに誤字、脱字とおもわれる箇所については改めることを控え、右側に（衍カ）、（脱カ）、（ママ）、（○カ）と記した。

一、原本に掲載されている傍点、傍線は原則原本のとおり表記した。朱線は、太線で記した。

一、虫損、破損、などで判読不能の場合は、一文字なら□、文字数が不明なら□□で示した。

一、朱書きは、「」で囲みゴシック体にした。

(1) 右側に朱書きの別字の記載がある場合、また、篇など加筆がある場合は、修正した文字を「」で囲みゴシック体にして本文に入れ込んだ。

- (2) 朱で文字を囲んだり塗りつぶすが、別字の記載がない場合は本文中から削除した。
- 一、修正を意図した塗抹の部分は、原則として翻刻に加えず、修正にしたがって翻刻した。
- 一、地図は、原本のまま掲載した。
- 一、文章中の挿絵は、可能な限り原本のとおりの位置に掲載した。
- 一、花押は、(花押)と表記した。



「安政四丁巳間見雜記 四」  
の表紙(上)と  
本文1丁オモテ(下)  
田原市博物館所蔵

安政四丁巳

- ① 一 越後柳沢弾正少弼様御領分郷士松川弁之介と申者ソウヤ

ノ北岸是迄獵場無之処凡百里程御預り申上獵事を  
開き候よし是ハ新藤鉦蔵殿尊のよし ○土井 大野  
候也 にて

1  
丁

唐太南岸四十七度之地是又凡百里程も候哉地名ナヨロ  
 と申所御預り之積ニ相成御人数早川弥五右衛門と申者頭取罷越候  
 処魯西人多人数罷越小屋掛致し候ニ付五十度外魯西人来ル  
 地ニ無之旨申聞候処国王ノ命ニ而来り候間王命無き内ハ引去り  
 不申と申聞候処箱館へ其旨早川弥五右衛門相届候得ハ江戸伺  
 ニ無之而者取計不申と申候事ニ而急候事ニ無之候間一旦引  
 取候趣ニ而去月蝦夷方帰府直ニ大野へ帰其内出府のよし  
 内山隆助も先頃帰府大野へ参り当月末出府之由扱又  
 公辺之勢急ニ地所御渡無之様子ニ付御同家様御家来浅山  
 八郎兵衛と申仁外ニ五六人申談口エゾヲシヤマンベと申処開  
 墾ニ取懸り候よし是ハ御預り地ノ訳ニ無之百姓之新開発同様  
 之よしニ御坐候右者土井様御家老大生仁右衛門と申仁咄ニ間相違  
 無之此以相考候ニ御預り地の事ハ云之○土井様箱館ニ而  
 地面五百両ニ而御買上ニ相成候よし

## ② 一

英吉人と広東人と争論出来英人より広東之市家ヲ  
 焼候ニ付広東奉行怒てホンコンニ有之英館ヲ焼候処余  
 烟アメリカ、フランス、ワランダの商館ニ到り皆類焼致候ニ付英  
 人会主ニ而申合せ清朝ヲ討し候由尤暴攻ニ而者永統



無之<sup>ニ</sup>付段々城郭ヲ嘗シ攻伐の端故七八年ハ掛り  
可申之由和蘭人杯ハ格別進みも無之候得共英吉方進メられ  
不得止取掛り候由甚迷惑致候趣蘭人の噂<sup>ニ</sup>候段鉦蔵  
与一抔方咄有之

③ 一 公儀御注文ニ付捻仕掛蒸氣船長崎へ渡来且又蒸氣

仕掛之道具製造之器械持渡り候処許多の事<sup>ニ而</sup>

蘭館中ニ余り候程のよし

④ 一 此度捻仕掛の蒸氣船ハ価拾万兩位のよし又先達<sup>而</sup>

「差上候觀光丸ハ七万兩位之者之よし

⑤ 一 齋藤弥九郎書状之中此度阿州公<sup>ニ而</sup>スクネール二十四艘

御製造候御目論<sup>ニ而</sup>先壱艘出来之処帆形並方ハ余程

大形<sup>ニ</sup>出来航海不便利<sup>ニ</sup>可有之との評訳也

⑥ 一 数紙ヲ重ネテ物ヲ書シ透徹スル法

石黄一匁 生石灰二匁 蒸溜水十二匁 右ヲ長頭壘<sup>ニ</sup>入テ十二時湯煎し冷

底して後糟ヲ去り是紙上<sup>ニ</sup>塗り乾きテ後版上<sup>ニ</sup>置キ其上<sup>ニ</sup>

白紙ヲ数片累層シ第一上の紙江鉛糖水ニ而書画ヲ書スレバ数紙  
 透徹して下紙ニ達スト蘭紙書ニ書ル  
 一 同法希檢葉ヲ絞り其水ニ而墨ヲ摺り紙ヲ重ネテ書スルも能ク  
 徹透スト云へり

⑦ 一 堀田備中守様御渡御書付写

大目付へ

今般長崎表阿蘭陀通商御仕法替相成向後長崎并箱館

両所ニおゐて交易御差許有之魯西亜も同様之振合ニ相成候右ニ付

而者外条約相濟候国々も追々右之御所置ニ可被成旨可

被得其意候右之趣向々江可被相触候

十一月

⑧ 安政四丁巳年十月

一 亞墨利加使節登 城 御目見御次第書

一 亞墨利加使節登 城 御目見被 仰付候ニ付溜詰本多美濃守御

譜代大名同嫡子高家雁ノ問詰同嫡子御奏者番同嫡子菊之間

椽頼詰同嫡子布衣以上之御役人法印法眼之医師登

城出仕之面々直垂狩衣大紋布衣素袍着之

一 下田奉行使節召連登 城通弁官<sup>者</sup>大手下馬<sup>二</sup>而令下駕

使節下乘橋外<sup>二</sup>而下駕役々附添下田奉行令案内御玄

閣階上へ大目付忝人御目付忝人出迎一揖之後令案内使節

<sup>者</sup>殿上之間御下段御襖之際北向<sup>三</sup>罷出通弁官<sup>者</sup>同所西之方

御張付際<sup>二</sup>有之<sup>何れも椅</sup> <sup>(三)</sup>山田奉行差添罷出書翰<sup>者</sup>台<sup>二</sup>

載せ之使節之脇<sup>二</sup>置之

一 御用掛之面々一同出坐及挨拶

一 出御前大目付御目付案内<sup>三</sup>而使節殿上之間方御車寄之際

仮扣所<sup>江</sup>相越書翰<sup>者</sup>通弁官持之相從<sup>此所<sup>二</sup>而椅</sup> 下田奉行差添

罷出大目付御目付<sup>者</sup>二ノ間板縁<sup>三</sup>差置

一 大広間 出御<sup>御立烏帽子</sup>御先立久世大和守<sup>御太刀</sup>

御上段<sup>御厚畳み七畳重<sup>前</sup>錦を以包之</sup>

一 御上段御中段御下段<sup>并</sup>椽通り御簾掛之御上段兩脇

之御簾<sup>者</sup>無之中老間揚之二ノ間三ノ間御椽通り御簾卷  
上之

一 御下段西之方方老畳目通松平讚岐守井伊掃部頭松平越中守

松平民部大輔松平宮内大輔酒井雅樂頭順<sup>二</sup>着坐

3J

- 一 同所東ノ方々壹畳目通年寄本多美濃守着坐
- 一 御中段西ノ方御椽頬ニた、みを敷高家雁之間詰之四品以上列候
- 一 二ノ間北之方二本目柱之辺方御襖障子際東之方四品以上之御譜代大名列候
- 一 二ノ間三ノ間<sup>江</sup>掛諸大夫之御譜代大名之嫡子雁之間詰同嫡子御奏者番同嫡子菊之間御椽頬詰嫡子布衣以上御役人法印  
法眼之医師列候
- 一 出御之節<sup>三</sup>至り大目付方下田奉行へ会釈有之間下田奉行<sup>江</sup>  
会釈之時披露之御奏者番御下段方一畳目東之方<sup>江</sup>罷出  
下田奉行使節召連罷出御下段御敷際板椽<sup>ニ</sup>着坐使節御下  
段下方二畳目へ罷出此時亜墨利加大統領方口上申上之  
上意有之其時通弁官書翰請取之復坐 御会釈有之  
使節拝面退去下田奉行通弁官も一同二ノ間板椽<sup>江</sup>退  
通弁官<sup>者</sup>御目付令案内御車寄仮扣所<sup>江</sup>退去其間若年寄  
壹人西ノ御椽頬通御下段<sup>江</sup>罷出備中守方書翰請取之西之  
御椽<sup>江</sup>退坐奥御右筆組頭へ渡之重<sup>而</sup>御奏者番出坐大目付  
会釈有之<sup>而</sup>下田奉行使節召連最前之通出席使節  
御下段下方二畳目へ罷出トウンセントハルリスと披露使節  
自分御礼謹拝 御綻有之年寄御取合申上之<sup>下</sup>田奉行

4丁

差添大目付令案内御車寄仮扣所へ相越畢而御間之御

襖障子年寄開之御下段御敷居際 立御御譜代大名

其外一同 御目見相濟而 入御

一 入御以後大目付御目付令案内下田奉行差添使節通弁

官殿上之間へ退去

一 於柳之間使節通弁官へ御料理被下之大目付御目付令案内使

節者御床際西向ニ罷在通弁官者障子を後口ニ西向ニ右之

何れも椅子 年寄出坐御料理被下之候旨備中守申渡之使節

御礼述之互立礼相濟 過而膳部出之給仕進物番御用掛

之面々奉行一同及挨拶過而次ノ間ニ着坐

一 御前辺ニ而者通弁無之於扣所下田奉行通詞を以訳解之此

席方以后通詞等罷出此方口上者下田奉行江申聞及通弁使節口上者

通釈之下田奉行承る旨申聞之

一 御料理頂戴相濟大目付令案内通弁官殿上之間へ退去

一 重而使節通弁官大広間御車寄仮扣所江大目付令案内若年寄

者同所北之方御襖際へ出席三ノ間北之方御敷際へ御奏者番一同出席南

之御敷居際へ御用掛之面々一同出席何れも立 其後大目付令案内

下田奉行差添使節二ノ間御敷居内へ罷出通弁官者同所御敷居

外へ罷出

白羽二重 二

紅白淺黃散シ 八

時服十五

紅紗綾 二

段のしめ 二

白綸子 一

使節へ

右西ノ御椽方進物番<sup>大</sup> 持出之ニノ間中央ニ置之<sup>三</sup> 捍領被 仰付旨備中

守申達進<sup>而</sup> 奉拝戴退<sup>而</sup> 御礼申述之此時<sup>三</sup> 通弁官<sup>江</sup> 被下物之儀

使節<sup>江</sup> 備中守申達之御礼申上之四ノ間へ退被下物御連寄せ之方<sup>三</sup> へ

進物番引之但通弁官<sup>へ</sup> 被下物<sup>者</sup> 下田奉行方相渡之

一 御奏者番御用掛之面々一同四ノ間御襖際へ退年寄若年寄四ノ間

<sup>江</sup> 相越北面ニ立使節<sup>江</sup> 会釈有之退去之節四ノ間板椽迄送之使節

立止一揖有<sup>而</sup> 使節通弁官殿上之間へ退去大目付令案内

一 御用掛之面々一同如今朝殿上間<sup>江</sup> 相越及挨拶

一 使節退散之節大目付御目付令案内御玄闕陞上迄送之<sup>三</sup>

下田奉行如今朝令案内先<sup>江</sup> 進使節通弁官退去

一 大御番方出人百人大広間四ノ間勤番

一 使節退去以後出仕之面々退散

安政四丁巳九月十四日江戸着旅館於小川坊蛮書調所

同廿一日登 堂

5J

⑨

一 去月十九日於講武場海運稽古御開ケ相成御直參倍

臣式百人程出席有之而総而蘭語而教授いたし候処

更ニ難聞取 チンフンカン ニ而 不相識一同大笑いたし候趣

風聞其後纔ツ、稽古有之一向抄取不申候由唯

今之姿ニ而者熟し候儀者みろくの出世を不待者

成就致す間舗之風聞

6丁

⑩

一 当三日來舶六ボント并火薬車御引渡シ見本可致

被仰渡熟覽いたし候処是迄当地ニ於て製作

之品と見競候処甚た製作方軽便ニ而工手間不

相掛驚入候事ニ御坐候何分真物実見いたし候而者

図式ニ而製作者無益之処江骨折事共有之

遺憾之事ニ御坐候

⑪

一 十二ボント車鉄輪仕込之節永井玄蕃頭殿見

廻りニ而職人ニも仕込方骨折候を被見西洋ニ而者

帆柱江仕込候節火ニ掛ケ緩め仕込直ニ水を懸

能クメり候様子御話しニ付右十二ボント車鉄輪焼

煖候処一寸五分程延び候間右を車江はめ込

村上範致「安政四丁巳聞見雜記 四」翻刻(1)

7丁

水を掛候処暫クメリよく極上ニ出来上り是まで  
一日に車輪鉄一ツ位ならでハ仕込兼候処右焼仕  
込<sup>ニ而者</sup>日々十四五も仕込出来殊ニ手際極上<sup>ニ而</sup>工手  
間之大益風聞

⑫

一 下田詰重墨利加官吏登 城之儀国主方御  
不承知之趣溜詰其外御評儀有之趣風聞右  
コンシユル 上書之中下田湊<sup>者</sup>南風当テ強ク<sup>寝ウ</sup>船  
いたしがたきニ付湊替於横浜交易商館いたし  
度箱館<sup>江</sup>も同様申立候よし銀壺分是迄拾  
六匁之処四拾五匁ニ直上ケいたし夫<sup>ニ而</sup>も三分  
程日本之方徳益之よし不服<sup>ニ</sup>候ハ、吹訳為見  
可申哉ニ付無余儀先方之望<sup>ニ</sup>為任候よし

⑬

一 当年六月蘭船四艘入津ケヘル式万挺持  
参且御注文<sup>ニ而</sup>蒸気船観光丸之ドーコ五  
ケ年目<sup>ニ者</sup>取替可申由日本<sup>ニ而者</sup>右ドーコ出来  
六ケ敷依之此度御買上之由



⑭

一

蘭人方上書式拾四ヶ条何レも道理尤之由

其中諸蕃之もの願立候趣ニ而強テ申立候得者

御免し相成候事品多く右ニ而強テ申立候者

捷利ニ相成規則不相立依之免べき事は

すらく御免しニ而難免事者決而御免し無

之且日本ニ而蕃國人江被仰渡之次第尊大ニ而

世界一同不快ニ存候間以來号令之御文言御止メ

之方可然由右之外品々面白キ事ニも有之

候よしニ候へども右上書は秘物ニて未だ手に

入不申風聞而已申上候

8丁

⑮

一

来年五月 イキリス 蒸気船献上と号し江戸

海江罷越し願意相立可申旨蘭人江伝言いたし

候よし右ニ付下田 コンシユル 方夫まで海防嚴重

御手当可相成只今之姿ニ而万一事起り候節

者御味方仕候ても防禦不相成候趣申上候よし風聞

右之次第ニ候得者来春ハ又候大騒動可致哉当

節清朝戦争盛ニ而同所自国之者とも追

々場数相懸り殊に大國主客之差別も有

村上龍致「安政四丁巳聞見雜記 四」翻刻(1)

之方今之様子 イギリス も無造作 ニ者 参り兼候よし  
風聞

⑬ 一 阿州公御船出来おろし相濟候処帆形並方

一倍も大かたのよし大洋乗出し候儀 者 無覺  
束よし之風聞

9 J

⑭ 一 仙台公於御元三浦大弥と申もの蒸気

船出来六月中船卸しいたし無滞

近々入津のよし風聞

右 者 方今之風聞取当ざる儀 ニ者 候へとも所聞 ニ

まかせ申上候御覽之上御火中被下候猶

後便万端可申上候以上

⑮ 一 都下風聞書

⑮ 一 当月初旬築地辺御旗本某之屋敷 ニ 門訴有之候処

隣家之用人 江 相頼相宥 (可) 申と罷出候処百姓共騒立

難制刺鎌を持打掛り無余儀被放し威掛ケ候処不恐

益々競い掛り不得 (止) 事兩人切殺候事

10 J

⑬—2 一

式番町花房某とも同様門訴当十七日早朝次男中

小性兩人ニ〔て〕是亦前同様三人打果し耆人即死兩人手負

⑬—3 一

土用中殊之外不順朝夕者八月末九月節旬前之季  
候極暑中九十度ニ不相成よし奥羽杯ハ五月中積

雪于今不同之氣候凶作之趣風聞いたし〔米〕価引上ケ

當時白米六合五勺申年饑饉同様ニ候得共近來亜墨

利加地震風災ニ下方融通よろしく更ニ高直を心配

之模様も無之是亦安心之事ニ御座候此節殘暑強

時候取直し近国田作宜敷趣ニ相聞候

⑬—4 一

中国筋長防忒ケ国古来ヨリ地震無之土地之由然ルに  
当五月廿八日大地震有之御城櫓等大破人家余程

痛候由乍併緩々震れ初り候ニ付人馬怪俄等者無之

由方今之模〔様〕天地も如何いたし候哉不安心之事ニ御座候

⑬—5 一

吉原仮宅願濟日数相立当五月廿八日迄元地江銘々

引移り候ニ付ハ傾城とも古來稀なる立派之衣服ニ中ニも

目立候□□者乗物ニて陸尺とももゑぎ或ハ紺染等ニ松葉

或ハ葉蕉杯之模様ニ仕立同勢召連レ若居者とも何れ

も黒呂紋附之羽織仙台平之袴を着しかこ脇ニ相隨

ひ花川戸方八丁繩手日本堤をゑもん坂通り善美を尽し

11丁

華かなる事前代未聞老人之傾城<sup>二</sup>七八百兩位相掛り

〔候〕も有之〔候由〕右<sup>者</sup>当時吉原町名主 と申もの無

類之才子<sup>二</sup>而淺草觀音寺内<sup>江</sup>数万之桜植附目〔論〕見

上野<sup>江</sup>取入方<sup>者</sup>極の妙策右桜植付相叶奥山之繁昌

続<sup>而</sup>吉原町之賑ひ彼等之幸運武家甚困窮之事

⑬ 6 一 神田鎌倉川岸竜閑橋今川橋筋之堀埋立土手

崩<sup>二</sup>相成惣町家出来相成候

⑬ 7 一 筋違外初蔵御取払町家出来是亦此節普請

出来何れも喰物商売数多出来申候

⑬ 8 一 筋違外加賀原と唱候地等も町家出来追々盛<sup>二</sup>

相成候

⑬ 9 一 越中島御普請追々出来<sup>二</sup>相成不遠内大訓練有之

候よし右所々御普請<sup>二</sup>付日々夥敷人足入用市中之

繁昌盛る事<sup>二</sup>御座候

⑬ 10 一 鈴木藤七ト申もの浪人<sup>二</sup>而当五月中諸組与力上席之

拾人扶持被下置町奉行所御寄合席〔可罷出〕旨被仰

出被群相勝れ候もの之由上疏之趣不容易儀<sup>二</sup>付追

而御沙汰有之候よし被仰渡候風聞

⑬ 11 一 当時武辺之世の中<sup>二</sup>相成中<sup>二</sup>も劍鎗炮術盛<sup>二</sup>御坐候

12 J

処文人甚衰微いたし〔党〕を為し西洋炮を

罵り時務策ちよほくれ杯と唱え種々悪口いたし

触ちらし候へとも是も時勢之変化何程悪口いたし

候而も聊勝負ニ不相成事日々西洋奇妙不思議(一)

之術相開追々精功相成盛事ニ御座候

当時御府内股引着用仕候ものハ御用〔掛〕り御役人之

御供斗ニ〔て〕自己ニものハ股引着用之者更ニ無之

古より鳥追笠殊之外流行直段も五拾疋位ニ而

出来候由自己ニもの〔の〕者不残〔鳥〕追笠達付ニ而

大名方ニ〔て〕も式本道具ニ〔て〕鳥追笠達付同勢

一同同様ニ而御通行殊之外勇々敷相見申候乍併

犬追もの并騎射杯ハ不相変稽古有之弓師矢師

杯も不相替仕事も有之由ニ御座候

⑱―13 一

下田湊江亜墨利加より詰合居候海軍惣督 コンシユル

遊女等雇度旨申出御断ニ相成候へとも承知不致無扨

差〔遣〕され候積ニ相成候処下田町市中ニ娘〔等〕有之もの

とも恐をなし江戸表江奉公ニ出し老人も差出候もの

無之無扨船頭洗沢女と相唱候ものノ内老人差遣候

処気ニ入さる由ニ〔て〕相返候得共金式両具候ニ付外女とも

13丁

然ル上ハ罷出候由<sup>ニ</sup>猶又忝人差遣し候処殊之外氣  
 に入金百弍拾兩呉れ其上右婦人母杯<sup>江</sup>金銀衣

類等送り遣候<sup>ニ</sup>付下田最奇女とも罷出度頼込候よし

船頭共へ罷出候方〔格〕外結〔構〕之趣殊<sup>ニ</sup>忝度罷

出候女<sup>者</sup>命を限〔り〕附添度旨申候よし

⑬—14 一

交易之儀品々申立何レ〔も〕容易ならざる儀<sup>ニ</sup>付

十八ヶ月之内評決御沙汰可相成よし風聞<sup>ニ</sup>御坐候

⑭—15 一

当七月十八日東海道程ヶ谷宿<sup>ニ</sup>て糶町左官

とも大山参詣帰り掛り旅籠屋<sup>ニ</sup>〔て〕売女之一件と

事起り宿内之ものともと口論いたし大勢罷出

左官兩人打殺し大騒動之処<sup>江</sup>夫ともしらず矢張

糶町大工とも大山参詣〔帰り〕掛ケ<sup>ニ</sup>差掛り候処糶町講

中之簾を見掛ケ猶又打掛り丁擲いたし候由右之趣

其夜糶町<sup>江</sup>相知レ同前職人とも四五百人各脇差

を帯し右仕返し〔と〕して罷越于今様子不相訳

如何いたし候哉之事

⑮—16 一

松平出雲守様当君御腹殊之外美人<sup>ニ</sup>〔て〕猫を御愛

し被成十四五疋も御養置其内大氣<sup>ニ</sup>入之猫<sup>者</sup>

尤上品<sup>ニ</sup>〔て〕あわびたこ之外喰不申日々百疋ツ、之入用

相掛り候処広大之奢侈ニ〔て〕拾万石之御腹とハ乍申

男女共拾人も召仕罷在候処家老と不義有之事

發露いたし急ニ帰国被仰付候処御城下着前夜

白木之状箱至來いたし封乃儘拜見不致自殺

いたし候よし右御腹ハ直様御国元江被遣候処右

不儀ニ付世話いたし候婦人有之候処一件

露見之上ハ後難を恐れ下宿いたし候へとも彼

又何様之災を引出し可申哉と相考種々たま

し呼出し無理く国元江手判なしニて遣候処

同人親元江戸町奉行所江駆込訴いたし事大變

ニ相成猶又国元〔五〕内々ニ〔て〕呼寄役人〔共〕手判なし

之儀ニ付莫大之金銀遣候趣風聞いたし候

⑱—17—  
糒町壺丁目馬場ニ〔て〕ほふろく調練と唱騎射人

寄集り陣羽織かぶとを着し青赤之さしもの

をいたし頭上江炮ろく結附〔右を〕撞ニ〔て〕打落し勝負

見物山之如く同所壺丁目棧敷を掛ケ御殿女

中杯見物殊之外ひ、き出来候もの、紋杯を女中

附又者右之方江菓子すし杯を送り候よし

殊之外盛なる風聞ニ御座候

15  
丁

- ⑱―18 一 身延山日蓮深川ニテ開張（（（））近來市中金錢  
廻り宜しく右着者品川宿ニ〔て〕三日逗留深川着  
之日者品川宿より深川迄〔本〕町兩國通り終日  
往來不相成程之事ニ〔て〕天下無類之盛なる  
事ニ御座候
- ⑱―19 一 浅草奥山ニ〔て〕こま廻し殊之外上手ニテ殊之外  
はやり見物盛なる事ニ御座候
- ⑱―20 一 近頃和蘭方蒸気船ひな形至來之処結〔構〕  
ニ而細工之巧なる事諸人耳目を驚し候事
- ⑱―21 一 近頃イキイス方蒸気船壹艘日本江献上いたし候よし  
上舟ニいたし世界中江触らし候よし相聞候
- ⑱―22 一 七月廿二日夜方廿三日午後〔迄〕無間断大雨暴風  
降続候ニ付所々出水并潰家等も有之候由殊ニ  
下谷坂本 と申寺之本堂之屋根旋虫風ニ〔て〕  
〔そくり〕捲揚ケ引操返して本堂方余程離れ  
吹〔落〕し候よし市谷御門外土手崩れ番屋潰し  
怪俄人等有之候由其外本所〔下谷〕辺ニ〔て〕潰れ家所々  
に有之怪我人も間々有之候よし并玉川大出水ニ而  
財木夥敷流來り候〔よ〕し多分川辺〔之〕人家押



流れ候事ニも可有之哉殊ニ神田上水満溢

関口江切込近辺之町家床之上ニ水押上り中

ニは人家押流れ又者溺死人等も有之頗ル

水害ニ罹り候由又中之橋も流失いたし候よし

其外是等之類所々ニ有之候よし十四五年来之

出水と申事之由ニ御座候

⑱―23 一

亀井戸ニ〔て〕石炭 テール 仰山ニ出来壺升ニ付代

四匁余ニて売買いたし水土用木ニ者無類結講

ニ〔て〕腐朽不致よし右 テール 取候石炭ニ〔て〕蒸気船観

光丸御用ニ相成海運御調練之よし

⑱―24 一

下田詰 アメリカカコンシユル 弥出府登 城之よし品川東海

寺浅草海禅寺旅宿御給仕御〔番〕頭之〔よし〕

御太刀御脇差被下候よしこかね作り金なしじ御紋

ちらし無類〔見〕事之よし風聞

⑱―25 一

此郎講武場不時御老若方御見廻り御成等

有之〔宜く〕御世話有之候事

⑲

時務策 チヨボクレ

やんれいそもく近年世上のありさま御存なれとも聞

18丁

17丁

てもくんねへ阿部か政事を行ふ間に天下の凶変壱弐

あくれハ嘉永年中八月〔八日〕の大雷此かた西丸焼失

禁裏は炎上神代〔このかた〕聞へも及〔バぬ〕アメリカ 大船浦

賀〔へ〕乗込不幸があ〔る〕や〔ら〕フロシヤガ 長崎唐太海岸

台場〔を築て〕知〔らす〕に居なさる近〔眼〕の阿部さん

遠目がきかぬてこまつた〔も〕んだよまだく凶変い

くらもありやす宝蔵火付に金蔵どろ〔ぼ〕ふ駿河が

地震で下田が津波で十月〔二日ハ〕御江戸が地震〔で〕

間もなく大荒レ大坂大雷 イギリス 又来たケ様の事ども

あるのか尤小人集り国下を治めりや災害並て至と

言事昔のお人が言たじや〔ないかへ〕是々阿部さん

天下を泰平国家〔を〕豊かにするのハ目の前そ

ふさもない事御存じなけれハ〔おし〕へてあけ〔や〕しよ

お前の貫た加増の一万御上へ戻して本〔郷の〕隠居の

子供を貰て家督を譲て隠居をなされて

日光へ向て掟を破た御詫を申て御腹がいたけれりや

首ても縊て死たがまだ〔し〕も忠義じやなけれど人間

らしくて御上天窓のおしてがないとて曲た政事に我

儘一杯譜代恩顧の御人の中に〔ハ〕頗る御方〔も〕沢山あるのに

夫をバ見出さず生れも素姓も分ぬ百姓浪人なんとも仮親こし

らへ御上を偽り御徒と出〔懸〕て段々へ上り諸大夫なんそになさると

言のはとふしたこんたよ鼻〔持〕な〔ら〕ねへ元方は等は御上ヲたはかる

大きな罪人市〔中〕<sup>二</sup>引出し首切〔る〕人物ケ様の輩

御上の御為〔にや〕ちつともかまはず諸人の歎きは猶更かまはず

能クない〔事とハ〕気が附〔ながらも若〕中〔へ〕向て一言なりとも返

答出来ぬは無理ても〔な〕いのさ元来いやしき〔取〕立もの〔ゆへ〕

己が籠のふへるを専一心をかくるハあわれなこんだよ都て役人

上へ〔ハ〕よわくつて仁心なくつて一同すくつて了簡なくつて異

船に泡くつて〔老〕中しやくつてお台場作つて鉄炮な

くつて寺院をせくつて半鐘たぐつて大炮造て軍に弱

くて地の中〔も〕ぐつてお尻をまくつて逃るであるだろ

是々阿部さんどふする積りた一体おまへハ人てハない〔そへ〕問ウダゾ

畜生こまかにちよ〔ぼ〕くれおはむき野郎をそろく引連

大宮八幡遠馬と出かけて笠き〔た〕ま〔ん〕まで参詣す

る故社人がとがめりやくるしうないと挨拶するとハ無礼

を働く畜生野郎め今御〔罰〕があた〔る〕であるたる昔の

御人ハ出陣する〔にも〕神前通るにや下馬をバ勿論兜ヲ〔脱きて〕

て通ると言ふ事知ぬかたわけめあんまりあき

20  
丁

れた物さへいわれぬかりく、野郎め諸人の「そ」しり  
 ハちつともかまわず遠馬ハ附たり仮宅そゝりに  
 嬉しさ半分お田さんじやなければどこく笑て飛んで  
 出るなそと「ハ」あきれを留「め」るあげくのはてにハ遠馬  
 で見染だ十五の小娘妾に置込ちんく鴨やら  
 わんくあひるでたのしむなんぞ「と」どふしたこん  
 たよおまけに世界の木像野郎が妾や女中  
 の手筋を頼めば役「務」昇進させると言ふ  
 のハとふしたこんなたよケ様ニ政事が乱れて居る「もの」  
 七両貳分にてケ「へ」ルヲ買ふより真男するほ「ケよつぼど」ま  
 したよふく出来たる和蘭陀製「造」ケ「へ」ルハ三千御  
 払直段ヲ下直ニ定めて海防「掛」りの役人初め「が」  
 引取杯とハ扱々さむしひ心のやつ「ら」だケ様のたハけが  
 西洋流にて軍を「するとほ」さつぱり別「ら」ぬ  
 なれとも諸組の与「力」や同心黒鞆なんそに  
 多分の手当を出したる上「にて」稽古「を」させるハ  
 またくよけと御旗本をハ堅める御人「が」ゲヘルヲかつ  
 いてどふす「るつ」もりだ「またく」訳「ら」ぬ「講武  
 場」調練合葉ついへな空炮はなして音ば

かさせるで掟が濟な〔ら〕芋でも〔ど〕ん〔こ〕と喰〔ら〕つて  
〔屁を〕ひる稽古がまだしもましたよ計るにた〔ら〕ざ  
るあてきの小人よい子顔して牡丹を付たる

稽古着なんぞに股引〔は〕き込頭巾を〔冠〕て出  
懸るなどとハどふしたこんだよ〔段々〕こふ〔じ〕て今  
にも不残ひげでも延して飯をバ喰はずに三

度の食にも犬猫殺して喰ふであるだろ此頃

専ら蘭学流行壺文不通のあこきの〔奴〕がガ〔ラ〕

ンマチカラ一冊あけると先生顔して蘭書の調の

出役なん〔ぞと〕片腹いた〔いぞ〕後にハ定めし

聖堂潰して蕃書の調〔所〕建るであるだ

ろ嵐に付てハ百俵以下ニハ取越米とて被下杯

とて皆米もときの書付面〔だ〕せ少しハ御家人

息つく積りて喜び〔懸〕て間もなく御米が渡つて

見たればこゝろつもやつはり山師の細工て諸人

を一ばいお〔こ〕わに〔掛〕たる御米に上下を渡〔す〕とゆふ

のハ扱々〔き〕たない仕方じやないかへケ様な

事でハ諸人の心ハ中々〔取れぬ却て〕機

嫌を〔損〕ずる道理じや是にハ違て今度の

22丁

張紙相場のよいのハ書損じやないかへ定

めしこゐつも「春」屋がくしやみニ吹飛

よふな「る」ぼんぼち米をハ渡すで「あ」るたる「命」

の元なる兵糧<sup>并</sup>諸民「を」助ける<sup>二</sup>初蔵<sup>一</sup>なんぞハこ

われたまんまで自滅を「求<sup>レ</sup>る」て大船<sup>二</sup>なん

ぞを造るとゆふ事「ど」ふしたこんだよ誠「二

困」つたべ「ら」ぼふやろふだ己れが天下の政事

が出来ぬて諸人を頼で時務策しるとハあき

れたこんだよ左様に政事が「真」く「ら」やみ「なら」

明「るい」お方に「譲らざ」な「る」まへ夫もかまわず恥をも

思「ハ」ずげ「た」物「犬」にハお「と」るぞ御役にたちそな

伊賀「どん」なんぞ「ハ」あきれて言たい事を八十

分いわれて病氣と号じて引たじやない

「か」へ出かけ「た」土岐にハ「評」番よくつて言甲

斐ないのハむりでもないのさ伊勢風

吹せる但馬が老「ぼ」れあほふ「の」河内ので

こ助野郎が己れが身上に引列しや

がつて天下の長者「の」勘定するにも十露

盤玉より鉄炮玉とて調練させるはあこきの

し〔れ〕もの同しく息子もお見置さわぎ〔で〕  
 薩摩の家中と口論〔は〕しめてつゝるにハあやまり  
 尻腰おさへて逃出すなそと〔は〕器用の腰  
 ぬけよふく諸人の恨みが積て目の玉飛出し  
 死た〔じ〕やないかへ悪をも〔積ね〕ハ其身を  
 亡す迄には至〔ら〕ずケ様の奴〔ら〕が段々くた  
 は〔り〕や天下泰平国家〔豊〕に〔なるのは〕目の  
 の前伊勢どんならびに〔役〕人天下の政事に  
 あづかる小人〔愚〕僧が寺中に古〔へ〕住んだる狸じや〔なけれど〕  
 終にハ尻尾をいだすであるたるヤン〔レイ〕引

上州館林在

安政四年

茂林寺客僧

文武供撰

〔注〕

- 1 村上範致（一八〇八一—一八七二）幼名を喜之助といい、通称は定平、諱は初め貞輻、のちに範致。清谷と号する。のちに家名の財右衛門を襲名する。田原藩の軍備を西洋砲術へ改革する。下級藩士から、家老まで出世した。『田原町史 中巻』（田原町文化財調査会編、田原町教育委員会、一九七五年）一〇七九—一〇八六頁

範致が記した記録に「安政乙卯聞見雑録二」「安政丙辰聞見雑記三」「安政丁巳聞見雑記四」「安政戊午聞見雑記五」「安政己未聞見雑記六」「万延元庚申聞見雑録七」「文久元辛酉聞見雑録八」「慶応四丁卯冬聞見録」があり、総称して「村上範致聞見雑記」といい、村上範致古記録研究会において翻刻を進めている。

- 2 『田原町史 中巻』一〇八四頁
- 3 『近世史事典』（田原町文化財保護審議会委員小澤耕一、編目作司、渡邊英明編、田原町教育委員会、一九九九年）一一九―二二〇頁
- 4 『田原町史 中巻』七二三頁
- 5 『田原町史 中巻』七二四―七二五頁、七二九頁
- 6 『田原町史 中巻』一二九三頁
- 7 『日本史総合年表』（吉川弘文館、二〇〇五年）四八四頁
- 8 大野藩における北蝦夷地開拓と大野屋の設置については『福井県史 通史編4 近世二』（福井県編、一九九六年）八二五―八六一頁に記載されている。
- 9 『風俗畫報』第72号（東洋堂、一八九四年）二九三〇頁に、「安政年間時務策ちよほくれ」と標された同節（一部省略）と、大川臺北による見解が掲載されている。ただし、漢字に付された振仮名は省略し、筆者が（ ）内に注した。  
「按するに此一稿は上州館林茂林寺密僧作とあれどもそは變名にして當時の表坊主と唱へしもの（も、の）は原文のとおり。「も、の、か）戯作ならむ作の本旨は時の執政阿部伊勢守を諷せしも往々事實と異なる所なきにしもあらずされど大体を通覽して當世の景況風俗を知るの資に供するに足らんか」
- 10 大阪公立大学中百舌鳥図書館所蔵の『時務策千代保久礼節』（一八五七年）の表紙には、「上州館林在茂林寺客僧守鶴造」と記されている。村上範致古記録研究会において二〇二〇年二月から二〇二〇年八月に輪読し検討を加えた成果である。  
輪読の担当者は、黒川秀雄、仁田紀生、福田花子、吉川将。  
研究会メンバーは、砂川亨、鶴飼尚代、黒川秀雄、佐久間永子、仁田紀生、原知里、福田花子、堀尾裕真、吉川将（敬称略五十音順）
- 11 田原市博物館所蔵の翻刻案も参考。検証しつつ翻刻を進めた。雑記の翻刻案の参照を許可くださった田原市博物館に深く感謝申し上げる。  
鶴飼尚代・佐久間永子「村上範致と著述古記録に関する基礎研究」（『名古屋外国語大学論集』2号、名古屋外国語大学、二〇一八年）三〇五―三〇六頁